

第 5630 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 1月17日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 配偶者控除の見直し

Q：平成29年の税制改正で、配偶者控除が見直しされたとか。どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

平成29年の税制改正では、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。

具体的な内容は、次のとおりです。

- ① 所得控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を85万円（現行38万円）に引き上げる（パートの場合、給与収入150万円）。
- ② 合計所得金額が1,000万円を超える居住者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用が受けられない。
- ③ 居住者の合計所得金額（900万円以下か900万円超950万円以下か950万円超1,000万円以下）によって配偶者控除の金額が3段階（控除対象配偶者の場合、38万円と26万円と13万円）に区分される。
- ④ 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下（現行38万円超76万円未満）とする。
- ⑤ 配偶者特別控除の金額は、居住者の合計所得金額によって3段階に分けられ、さらに配偶者の合計所得金額によって9段階に分けられる。
- ⑥ この改正は、平成30年分以後の所得税について適用される。

